第十七条の四を次のように改める。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第二十七条の十三（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項）」とあるのは「（震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の十三第一項」とする。

2　法第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用がある場合における法第十七条の二第十一項から第十三項まで（これらの規定を法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるのは「規定（第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十条の二」とする。

第十八条の四第二項中「第八号に」を「同項第九号」に改める。

第十八条の五中「前条第三項第八号」を「前条第三項第九号」に改める。

第十九条第三十九項中「同法第六十二条の三第十項中次の表の上欄」を「次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

第六十二条の三第十項	又は第六十八条の七十一第五項	若しくは第六十八条の七十一第五項	
	又は現物出資法人	若しくは現物出資法人	
	政令で定める場合	政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項若しくは第二十八条第五項の規定により合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人が当該土地等の譲渡をしたこれらの規定に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人から震災特例法第二十条第一項の特別勘定の金額若しくは震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合	
	第六十六条の二まで	第六十六条の二まで若しくは震災特例法第十九条から第二十一条までの規定	
	第六十五条の七第四項	若しくは	若しくは震災特例法第十九条第四項（震災特例法第二十条第十四項において準用する場合を含む。）、震災特例法第十九条第十一項（震災特例法第二十条第十六項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第二十条第九項から第十二項まで
第六十三条第四項	、第六十五条の七第四項	含む。）、第六十五条の七第四項	
	又は	若しくは	若しくは第六十八条の八第九項から第十二項まで又は第六十五条の八第九項から第十二項まで
	の規定」とあるのは「の規定	」とあるのは「含む。）	」とあるのは「含む。）

第十九条第四十項の表租税特別措置法第六十五条の三第一項の項及び租税特別措置法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項の項を次のように改める。

租税特別措置法第六十五条の三第一項	又は第六十六条の二	若しくは第六十六条の二又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項	又は第六十六条の二	若しくは第六十六条の二又は震災特例法第十九条から第二十一条まで

第十九条第四十項の表租税特別措置法第六十五条の十第一項第一号の項の前に次のように加える。

租税特別措置法第六十五条の五の二第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで

第十九条第四十一項の表法人税法施行令第十四条の八第四号の項の中欄中「特例）又は」を「）又は」に改め、同項の下欄中「特例）若しくは」を「）若しくは」に改め、同表法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号の項中「第十一項又は」を「）又は」に、「第十一項若しくは」を「）若しくは」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九第一項第二号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の九第二項第二号の項を削り、同表租税特別措置法施行令第三十九条の十第一項の項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十条の二　法第二十二条の二に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定とする。

第二十二条の二第一項第一号ハ中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項第一号中「この項及び第四項第一号」を「この項」に改め、同条第四項中「第二十五条の二第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の二第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号中「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「事業の用に供した」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第二十二条の二の二第二項第一号中「この項及び第四項第一号」を「この項」に改め、同号イ及び同条第三項第一号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同条第四項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の二の二第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に、「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した」に、「同項」を「同条第二項」に改め、同項第二号中「で当該」を「で、当該」に改める。